

第5章 計画の目標

1. 望ましい環境像

本市では、平成20年2月に「中央市環境基本条例」を施行しました。この条例では、良好な環境の保全と創造について、次の3つの基本理念を定めています。

- 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければなりません。
- 良好な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければなりません。
- 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければなりません。

本計画は、この基本理念に基づき策定するものとします。その上で、本計画の上位計画である「中央市長期総合計画」で定める基本構想に基づき、本市の望ましい環境像を次のとおりとします。

《市の環境像》

快適で健やかに暮らせる生活文化都市

2. 目指すべき方向

環境基本条例に定める基本理念および望ましい環境像を踏まえ、市の環境施策が目指すべき方向は、次のとおりとします。

(1) 人と自然がふれあうまちづくり

自然とのふれあいは、人々の心に感動と安らぎを与え、環境を大切にする心を育みます。本市の自然環境を保全し、身近なところで自然とふれあえるまちづくりを進めます。

(2) 快適で健康な生活環境づくり

清浄な大気や良好な水質を維持し、公害の発生やごみのない快適で健康な生活をおくることができる環境づくりを進めます。

(3) 地球にやさしい暮らしの確立

地球規模の問題であっても、その解決には、それぞれの地域が足元から取り組んでいくことが重要です。市民生活や事業活動を環境負荷の少ないものにシフトしていきます。

(4) 環境活動の推進

人々の環境保全に対する意識は、かつてない高まりを見せています。個々人の活動をさらにうながし、それらを結びつけていきます。

3. 施策の体系

望ましい環境像を実現するために、本市の地域特性や、前節に掲げた目指すべき方向を踏まえ、次に示す体系により環境施策に取り組んでいきます。

■図表 5-1 取り組みの体系

